

# 支度金支給基準規程

(単位：万円)

支払対象		独身者	妻帯者 (配偶者のみ)	妻帯者 (同居扶養家族有)
住居費	1DK		2LDK	3LDK
		80	100	150
子供用品等		0	0	50
家具等	電化製品	←————— 100 —————→		
	その他の家具等	←————— 100 —————→		
自動車		←————— 100 —————→		
合計		380	400	500

## 支度金支給基準

1. 支給時期
  - (1) 初めてプロ選手として「日本サッカー協会選手契約書」を締結するとき
  - (2) プロ選手として移籍するとき  
ただし、支度金に該当する費用が伴う場合
2. 支払対象を次の通り区分する。
  - (1) 独身者
  - (2) 妻帯者（配偶者のみ）
  - (3) 妻帯者でかつ同居の扶養家族がいる場合
3. 支度金該当費目
  - (1) 住居費
  - (2) 子供用品等
  - (3) 家具等
  - (4) 自動車
4. その他  
交通費、宿泊費および引越し費用は、実費を支給することができる。
5. 改正  
本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。